

「令和２年度 人権問題に関する市民意識調査」
分析報告書

令和４（2022）年10月

 大 阪 市

大阪市では、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、市民との協働のもと、積極的に人権行政を推進しています。

その一環として、様々な人権問題の解決に向けて、市民意識の変化、動向を把握するため、「人権問題に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しており、令和2年度においても同調査を実施し、その集計結果をとりまとめ公表したところです。

主な集計結果を以下に示します。

まず、人権に「関心がある」または「少し関心がある」と回答した人が69.1%となっています。また、「大阪市は人権が尊重されているまちであると思うか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は60.1%となっています。

個別の人権課題についての関心は、こども、個人情報、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題、高齢者、障がい者など日常生活で身近な人権課題に高い関心が向けられる一方、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレス、LGBT など性的少数者などの人権への関心は低いという結果でした。

差別に関する基本的な認識については、「差別行為を行うこと」が9割を超え（91.2%）、「差別意識をもつこと」についても8割近く（79.6%）の回答者が「許されない」に同意する回答をし、新設項目である「差別問題は自分には関係ない」への同意が1割弱（9.0%）という結果でした。

同和問題に関しては、結婚相手を考える際に懸念する意識や、住宅選択の際の忌避意識は、前回調査と比べると弱くなっているものの、結婚相手を考える際に気になることについて「同和地区出身者かどうか」と答えた人が16.8%、住宅を

選ぶ際、「避ける」「どちらかと言えば避ける」条件のうち「同和地区の地域内である」と答えた人が 47.7%、「小学校が同和地区と同じ区域になる」と答えた人が 38.3%という結果でした。

このほかにも、市民意識調査ではさまざまな結果が得られたところですが、その意味するところや傾向を詳細に分析し、そうした結果が生み出された要因・背景等について考察することにより、今後、市民の人権意識を高めていくうえでの有効な方策を検討・立案していく際の参考とすることが重要であるため、さらに調査結果の詳細分析を行うこととしました。

分析にあたっては、専門的見地が必要であることから、人権問題及び社会調査分野において豊富な見識をお持ちである 神原文子氏（社会学者（博士）・専門社会調査士）並びに 西田芳正氏（大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授：現大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 現代システム科学専攻教授）に依頼しました。

両氏にはそれぞれ異なった手法を用いて、多角的に分析を行っていただき、市民の人権意識向上に向けた現状と課題について明らかにしていただいたことを、深く感謝申し上げる次第です。

神原文子氏は、令和 2 年度調査と平成 27 年度調査、あるいはそれ以前の平成 22 年度調査等の比較を統計調査の手法を用い、人権意識や差別意識を測定する尺度を作成のうえ、統計的に人権意識や差別意識に変化が見られるかどうかを検討し、変化が見られる場合にはその要因について分析を行っていただきました。

西田芳正氏は、個別の設問に対する回答に注目し、必要に応じて他の項目との

関連や過去の調査の同一設問との比較などの検討も加えていただき、自由記述欄の内容についても分析に織り込むことで市民の人権意識にかかわる特徴を明らかにしていただきました。

両氏の分析を通じて、市民の人権意識のさまざまな現状と課題を明らかにしていただきました。具体的な分析内容については、このあとに掲載していますのでご参照ください。

今後、大阪市としては、今回行った詳細分析から見てきた現状と課題も踏まえ、「人権が尊重されるまち」の実現に向けて人権施策を効果的に実施していく必要があると考えています。市民の皆様方には、人権施策の推進に対しまして、なにとぞ、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4（2022）年10月

大阪市市民局ダイバーシティ推進室

目 次

1 分析報告書

- (1) 大阪市民の人権意識の現状と人権施策の課題
社会学者（博士）・専門社会調査士 神原 文子 …… 1
- (2) 大阪市民の人権問題・同和問題に関わる意識・経験と行政の課題
大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 西田 芳正 … 129

(肩書きは執筆時のもの)

2 資料

「人権問題に関する市民意識調査」調査票（令和2年12月）

1 分析報告書

大阪市民の人権意識の現状と人権施策の課題

神原 文子

はじめに

大阪市では、5年ごとに「人権問題に関する市民意識調査」が実施されてきました。

筆者は、2010年調査、2015年調査、そして、2020年調査の分析に関わらせていただくことができました。非常に貴重なデータであることから、可能な限り分析し、市における人権施策の効果を捉えるとともに、今後の人権施策の課題を明らかにする使命があると考えています。

主な分析課題は、以下のとおりです。

- ① 大阪市民におけるさまざまな人権意識の経年変化を捉えることです。この分析は、大阪市における人権施策の効果を検証する作業とも言えます。
- ② 大阪市民における、さまざまな人権課題についての意識の違いを捉えることです。そのために、人権意識を測定するための尺度を作成します。
- ③ 作成した尺度を用いて、さまざまな人権課題についての市民の人権意識の程度の違いを捉えます。この分析は、さまざまな人権課題のなかで、人権意識が十分に高くなっている課題と、他方で、人権意識が高いとは言えない課題を明らかにし、今後、より一層、力を入れる必要のある課題を確認することがねらいです。さらに、人権意識相互の関連についても検討します。
- ④ 大阪市における多文化共生の取組について市民の受け止め方と関連する諸要因を検討します。
- ⑤ 同和問題に焦点をあてながら、部落差別のみならず、様々な差別の解決に向けて、差別意識に関連する諸要因を明らかにすることがねらいです。
- ⑥ 市における人権学習や人権啓発の今後の課題を確認します。
- ⑦ 人権侵害被害の実態と対応のあり方について検討します。

以下の分析において、人権意識の尺度については、人権意識が高いほど点数が高くなるように変数を変換します。

原則として、すべての項目について、「無回答」を分析から省くこととお断りします。

2変数の関連を捉えるうえで、統計的な有意差検定を行うために χ^2 検定を行います。

統計的有意差ありの表記を以下のとおりとします。

統計的有意水準をp値と表します。2変数間に関連があると仮説を立てた場合に、p値が.05よりも小さければ、関連ありとの解釈が可能であるということです。関連の強さについて以下のように表記します。

$p \leq .001$ *** $.001 < p \leq .01$ ** $.01 < p \leq .05$ * $p > .05$ -

なお、性別に関する分析において、「3 その他、回答したくない」の回答者は14人と少数であって、統計的検定を行うには分析から省く必要があるのですが、これらの方々の回答における特徴を理解するために、分析から省かないこととお断りしておきます。

I 人権意識の経年変化

まず、人権意識の経年変化に関する分析を行います。

2010 調査、2015 年調査、そして、今回の 2020 年調査において、同じ設問への回答を比較することにより、2020 年までの 5 年間、あるいは、10 年間における人権意識の変化を捉えることがねらいです。

なお、2015 年調査、2010 年調査において、2020 年調査とまったく同じ設問や選択肢が用意されている場合は、比較することが容易なのですが、設問の一部が変更されていたり、選択肢の一部が変更になっていたり、順序が異なったりする場合は、適宜、2020 年調査に合わせるようにしました。

また、それぞれの人権意識を端的に確認できるように、可能な限り、各設問への回答を平均値で捉え、市民の人権意識が高いほど平均値が高くなるように変換します。なお、それぞれの表における平均値は、厳密さを期すために、原則、小数点第 2 位まで表記しますが、本文では、煩雑さを避けるために、小数点第 1 位までの表記とすることをお断りしておきます。

問1 「人権」についての関心の度合い

表 I-1-1 は、「人権」についての関心について、2010 年、2015 年、2020 年を比較したものです。また、平均値については、「関心がある」4、「少し関心がある」3、「あまり関心がない」2、「関心がない」1 として求めることにします。

表 I-1-1 「人権」についての関心の経年変化

	合計	q1「人権」についての関心				平均値	統計的 検定
		関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない		
2020年	655	29.5%	47.2%	20.0%	3.4%	3.03	p=.542 -
2015年	666	27.8%	44.7%	22.7%	4.8%	2.95	
2010年	650	28.9%	43.4%	23.4%	4.3%	3.00	

表 I-1-1によると、「人権」についての関心は、「関心がある」、「少し関心がある」について、2020 年に若干の上昇がみられるものの、2010 年、2015 年、2020 年の間に統計的な有意差は認められず、この 10 年間で、市民の「人権」についての関心が高くなったとは言えないことがわかります。

<知見 I-1> 2010 年、2015 年、2020 年との間で、市民の「人権」についての関心の度合いについて統計的に有意な差があるとは言えない。

2020 年調査について、基本的属性と「人権」についての関心の度合いとのクロス集計では、性別、年齢別、職業別では統計的な有意差は見られず、表 1-1-2 の学歴との関連のみ統計的な有意差が認められました。「関心がある」4、「少し関心がある」3、「あまり関心がない」2、「関心がない」1 と点数化し、平均値を求めると、「中学校」と、「高等学校」「短大・高専」「大学・院」との差が大きいことがわかります。

表 I-1-2 学歴と「人権」についての関心

	合計	q1「人権」についての関心				平均値	統計的 検定
		関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない		
中学校	65	20.0%	44.6%	23.1%	12.3%	2.72	p=.001 **
高等学校	234	32.1%	43.6%	21.4%	3.0%	3.05	
短大・高専	156	27.6%	56.4%	14.7%	1.3%	3.10	
大学・院	174	29.9%	48.3%	19.5%	2.3%	3.06	
合計	629	29.1%	48.2%	19.4%	3.3%	3.03	

<知見 I-2> 学歴と「人権」についての関心の度合いと関連し、とりわけ、中学校卒と、高等学校卒以上との間に関心の度合いに開きがある。

問 2 関心のある人権課題

表 I-2 は、市民におけるさまざまな人権課題についての関心の度合いを、2015 年調査と 2020 年調査と比較したものです。

5 年間で、関心の度合いにさほど変化がみられない人権課題と、他方、関心の度合いに変化がみられる人権課題のあることがわかります。

2015 年から 2020 年にかけて、関心の度合いが高くなった人権課題は、「6 外国人の人権」、「7 ヘイトスピーチ」、「9 犯罪被害者とその家族または遺族の人権」、「10 ホームレスの人権」、「11 LGBT などの性的少数者に関する人権」、「17 インターネットによる人権侵害」、「19 性的搾取、強制労働など人身取引の問題」です。

平均値が高いほど市民の関心の高い人権課題ですが、表 I-2 によると、人権課題の種類によって市民の関心の度合いに違いがあることがわかります。

2020 年調査の平均値をみると、平均値の高いほうから、「2 子どもの人権」4.4、「8 個人情報の流出や漏えいの問題」4.3、「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」4.2、「1 女性の人権」4.1、「4 障がいのある人の人権」4.1、「3 高齢者の人権」4.1、「9 犯罪被害者等の人権」4.1、「17 インターネットによる人権侵害」4.1 となっています。

他方、市民の関心がさほど高くない人権課題は、「10 ホームレスの人権」3.1、「15 アイヌの人びとの人権問題」3.1、「16 刑を終えて出所した人の人権」3.1 となっています。

＜知見 I-3＞ 2015 年と 2020 年との比較において、「6 外国人の人権」、「7 ヘイトスピーチ」、「9 犯罪被害者とその家族または遺族の人権」、「10 ホームレスの人権」、「11 LGBT などの性的少数者に関する人権」、「17 インターネットによる人権侵害」、「19 性的搾取、強制労働など人身取引の問題」については、市民の関心の度合いが高くなっている。

＜知見 I-4＞ 2020 年において、市民の関心の度合いが高い人権課題は、「2 子どもの人権」4.4、「8 個人情報の流出や漏えいの問題」4.3、「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」4.2、「1 女性の人権」4.1、「4 障がいのある人の人権」4.1、「3 高齢者の人権」4.1、「9 犯罪被害者等の人権」4.1、「17 インターネットによる人権侵害」4.1 である。

＜知見 I-5＞ 2020 年において、市民の関心が高いとは言えない人権課題は、「10 ホームレスの人権」3.1、「15 アイヌの人びとの人権問題」3.1、「16 刑を終えて出所した人の人権」3.1 である。

表 I -2 さまざまな人権課題への関心の経年変化

		合計	関心がある	少し関心がある	わからない	あまり関心がない	関心がない	平均値	統計的検定
q2.1女性の人権	2020年	720	44.9%	39.2%	3.1%	10.0%	2.9%	4.13	p=.152
	2015年	720	42.8%	36.7%	3.2%	12.4%	5.0%	4.00	-
q2.2こどもの人権	2020年	722	57.5%	33.5%	1.9%	5.3%	1.8%	4.40	p=.475
	2015年	725	61.2%	30.6%	1.1%	5.1%	1.9%	4.44	-
q2.3高齢者の人権	2020年	722	42.9%	38.9%	2.4%	13.2%	2.6%	4.06	p=.133
	2015年	723	49.5%	35.3%	1.5%	11.3%	2.4%	4.18	-
q2.4障がいのある人の人権	2020年	719	43.7%	38.7%	3.3%	12.1%	2.2%	4.09	p=.910
	2015年	721	44.1%	39.4%	2.8%	11.1%	2.6%	4.11	-
q2.5同和問題（部落差別）に関する人権	2020年	722	23.5%	35.6%	7.9%	25.3%	7.6%	3.42	p=.259
	2015年	717	23.8%	31.0%	8.9%	26.2%	10.0%	3.32	-
q2.6外国人の人権	2020年	721	22.5%	37.9%	6.7%	25.5%	7.5%	3.42	p=.002
	2015年	721	21.9%	29.3%	9.4%	28.3%	11.1%	3.23	**
q2.7ヘイトスピーチ	2020年	721	24.0%	34.5%	7.8%	27.3%	6.4%	3.42	p=.003
	2015年	722	23.8%	30.1%	11.2%	24.2%	10.7%	3.32	**
q2.8個人情報の流出や漏えいの問題	2020年	723	55.2%	31.7%	2.5%	8.6%	2.1%	4.29	p=.903
	2015年	725	54.6%	31.4%	3.3%	8.8%	1.8%	4.28	-
q2.9犯罪被害者等の人権	2020年	719	41.7%	39.2%	4.5%	11.1%	3.5%	4.05	p<.001
	2015年	723	31.7%	35.1%	7.3%	18.9%	6.9%	3.66	***
q2.10ホームレスの人権	2020年	720	13.5%	35.8%	9.7%	31.1%	9.9%	3.12	p=.035
	2015年	722	13.9%	29.1%	9.7%	33.7%	13.7%	2.96	*
q2.11LGBTなどの性的少数者に関する人権	2020年	718	20.1%	35.2%	11.1%	24.9%	8.6%	3.33	p<.001
	2015年	719	13.1%	24.5%	13.1%	34.2%	15.2%	2.86	***
q2.12H I V感染者やハンセン病回復者など人権	2020年	718	20.9%	40.7%	9.2%	24.9%	4.3%	3.49	p=.351
	2015年	724	22.2%	36.5%	10.5%	24.9%	5.9%	3.44	-
q2.13新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	2020年	720	51.8%	34.6%	1.8%	8.6%	3.2%	4.23	
q2.14パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント	2020年	719	36.9%	38.9%	7.0%	14.7%	2.5%	3.93	
q2.15アイヌの人々の人権問題	2020年	720	15.0%	26.0%	17.6%	31.5%	9.9%	3.05	p=.407
	2015年	722	16.6%	22.7%	17.6%	30.9%	12.2%	3.01	-
q2.16刑を終えて出所した人の人権	2020年	720	14.2%	31.0%	11.4%	32.9%	10.6%	3.05	p=.133
	2015年	723	17.4%	33.3%	10.9%	27.2%	11.1%	3.19	-
q2.17インターネットによる人権侵害	2020年	719	43.7%	36.0%	5.8%	10.8%	3.6%	4.05	p<.001
	2015年	720	33.2%	33.2%	9.6%	18.6%	5.4%	3.70	***
q2.18北朝鮮当局による拉致問題	2020年	720	43.2%	34.4%	4.7%	14.0%	3.6%	4.00	p=.670
	2015年	722	42.8%	32.8%	5.5%	13.9%	5.0%	3.95	-
q2.19性的搾取、強制労働など人身取引の問題	2020年	721	31.3%	36.6%	10.7%	17.6%	3.7%	3.74	p<.001
	2015年	722	24.4%	31.4%	12.3%	23.8%	8.0%	3.40	***
q2.20東日本大震災に起因する人権問題	2020年	720	35.7%	40.4%	6.1%	15.1%	2.6%	3.91	p=.171
	2015年	724	38.8%	40.2%	4.8%	12.2%	4.0%	3.98	-

問3 「差別」についての考え方

「差別」についての考え方に関する設問では、2010 年、2015 年、2020 年と共通の項目があり、表 I-3-1 のように市民の考え方の変化を捉えることができます。

統計的検定を行うとともに、人権意識が高いと考えられるほど点数が高くなるように得点化したうえで、平均値を求めます。

点数化においては、「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」、「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」、「q3.3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」、「q3.5 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」、「q3.7 差別は法律で禁止する必要がある」、「q3.9 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」、「q3.10 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある」、「q3.11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」については、肯定する回答をするほど人権意識が高いと解釈されることから、「そう思う」5、「どちらかといえばそう思う」4、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そうは思わない」1 と点数化します。なお、2015 年調査では、「差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである」という 1 項目が含まれていましたが、「差別意識をもつこと」と「差別行為を行うこと」という 2 つの論点が含まれていることから、2020 年調査においては、「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」と「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」の 2 項目に分けた項目になっています。

「q3.4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」、「q3.6 差別されている人びとが、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」、「q3.8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」、「q3.12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」、「q3.13 どのような手段を使っても、差別を完全になくすことは困難である」、「q3.14 差別の問題は、差別を受ける人の側の問題であり、自分には関係がない」については、これらの考え方を否定する回答をするほど人権意識が高いと解釈されることから、「そう思う」1、「どちらかといえばそう思う」2、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」4、「そう思わない」5 と点数化します。

「q3.4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」、および、「q3.8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」という考えは、2010 年、2015 年、2020 年と、統計的に有意に平均値が高くなっており、とりわけ、2020 年では、回答者の半数以上がこれらの考えについて、「そうは思わない」、あるいは、「どちらかといえばそうは思わない」と否定しており、これらの考えについて人権意識が高くなっていると解釈できます。また、「q3.12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」という、いわゆる“寝た子を起こすな”という考えでは、2015 年よりも 2020 年のほうが、統計的に有意に平均値が高くなっており、“寝た子を起こすな”という考えを否定する比率が高くなっていることがわかります。

他方、「q3.3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」という考えは、2010 年、2015 年、2020 年と平均値が低くなっており、肯定する考えが減少しています。この

点については、差別についての考え方における後退なのか、改善なのか、判断は難しいところではあります。

「q3.7 差別は法律で禁止する必要がある」は、2010 年よりも 2015 年のほうが平均値は高くなったものの、2020 年は平均値がやや下がっています。「q3.11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」は、平均値は、2010 年で最も高く、2015 年では低下し、2020 年にはわずかに高くなっていますが、2010 年の水準には達していません。

2020 年のデータに限って言えば、「差別」についての考え方として、人権啓発等により、特に改善が期待されるのは、平均値が極端に低い、「q3.13 どのような手段を使っても、差別を完全になくすことは困難である」2.2、「q3.6 差別されている人びとが、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」2.6 であると解釈されます。

表 I -3-1 差別についての考え方の経年変化

差別についての考え方		合計	そう思う	どちらか といえば そう思う	わからな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	平均値	統計的 検定
q3.1差別意識をもつことは、許されないものである	2020年	720	34.7%	45.6%	5.1%	7.9%	6.7%	3.94	
q3.2差別行為を行うことは、許されないものである	2020年	721	58.3%	33.6%	2.9%	3.3%	1.9%	4.43	
q3 差別意識をもつこと、差別行為を行うこ とは、許されないものである	2015年	731	49.8%	39.7%	4.5%	3.0%	3.0%	4.30	
q3.3差別をなくすために、行政が努力する 必要がある	2020年	718	44.6%	34.4%	6.5%	9.9%	4.6%	4.04	p=.004
	2015年	731	45.7%	37.3%	6.3%	6.3%	4.4%	4.14	**
	2010年	673	54.2%	29.6%	5.6%	6.5%	4.0%	4.23	
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが 差別されないよう努力する必要がある	2020年	716	15.5%	21.5%	11.6%	25.3%	26.1%	3.25	p<.001
	2015年	732	21.2%	30.1%	10.5%	19.0%	19.3%	2.85	***
	2010年	680	27.1%	32.5%	8.8%	17.2%	14.4%	2.59	
q3.5差別を受けてきた人に対しては、格差を なくすために行政の支援が必要である	2020年	718	30.6%	39.8%	10.7%	12.7%	6.1%	3.76	p=.803
	2015年	732	30.7%	40.2%	10.9%	10.9%	7.2%	3.76	-
q3.6差別されている人々が、差別の現実や 不当性を強く社会に訴える必要がある	2020年	720	19.6%	38.8%	14.0%	19.7%	7.9%	2.58	p=.590
	2015年	732	22.4%	38.9%	12.8%	17.5%	8.3%	2.50	-
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	2020年	719	22.8%	29.5%	16.3%	20.2%	11.3%	3.32	p=.001
	2015年	736	24.9%	29.5%	16.3%	16.8%	12.5%	3.37	**
	2010年	679	23.7%	25.6%	14.0%	17.4%	19.3%	3.17	
q3.8差別の原因には、差別されている人の側 に問題があることも多い	2020年	718	7.4%	21.4%	18.2%	24.9%	28.0%	3.45	p<.001
	2015年	734	12.1%	25.6%	18.7%	24.0%	19.6%	3.13	***
	2010年	678	14.0%	32.7%	15.6%	22.3%	15.3%	2.92	
q3.9差別意識をなくし人権意識を高めるため の啓発や教育を行う必要がある	2020年	720	41.4%	39.7%	9.6%	6.1%	3.2%	4.10	p=.620
	2015年	728	41.5%	39.3%	8.0%	7.0%	4.3%	4.07	-
q3.10差別問題についてきちんと理解する ためには、差別されている人々との交流を深 める必要がある	2020年	718	20.2%	39.7%	15.7%	15.6%	8.8%	3.47	p=.171
	2015年	731	23.1%	42.0%	11.8%	15.2%	7.9%	3.57	-
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く 必要がある	2020年	721	38.1%	44.4%	6.8%	7.2%	3.5%	4.07	p<.001
	2015年	735	36.5%	43.7%	7.8%	8.6%	3.5%	4.01	***
	2010年	679	60.1%	27.8%	5.7%	4.6%	1.8%	4.40	
q3.12差別があることを口に出さないで、 そっとしておけばよい	2020年	718	5.2%	10.9%	13.4%	27.0%	43.6%	3.93	p=.003
	2015年	735	8.7%	15.2%	14.0%	22.9%	39.2%	3.69	**
q3.13どのような手段を使っても、差別を完 全になくすことは困難である	2020年	721	34.4%	35.2%	12.1%	9.4%	8.9%	2.23	
q3.14差別の問題は、差別を受ける人の側の 問題であり、自分には関係がない	2020年	720	3.2%	5.8%	11.8%	22.8%	56.4%	4.23	

<知見 I-6> 「q3.4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」、および、「q3.8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」については、2010 年、2015 年、2020 年と、これらの考えを否定する割合が高くなっており、これらの差別についての考え方に改善がみられる。

<知見 I-7> 「q3.12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」については、2015 年よりも 2020 年のほうが、この考えを否定する割合が高くなっている。

<知見 I-8> 「q3.3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」については、2010 年、2015 年、2020 年と平均値が低くなっており、この考えを肯定する割合が低くなっている。

<知見 I-9> 「q3.11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」については、2010 年よりも 2020 年のほうが、この考えを肯定する割合が低くなっている。
この考えを肯定する割合が低下していることは気がかりです。

<知見 I-10> 2020 年において、差別についてのさまざまな考え方の中で、とりわけ、「q3.13 どのような手段を使っても、差別を完全になくすことは困難である」2.23、「q3.6 差別されている人びとが、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」2.58 の平均値が低いことがわかる。

これらの考えを肯定する人びとが少なくない状況は、人権学習や人権啓発の課題として指摘しておきます。

次に、表 I-3-2 は、2020 年調査において、新たに作成された「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」と、「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」の 2 項目への回答からどのような傾向が見られるかを検討したものです。

全体を 100%になるように求めています。

表 I-3-2 よると、回答者の約 80%は、「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」についても、「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」についても、肯定する回答をしており、結果として、両項目の回答は、非常に関連が高いと言えます。しかし、「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」という考えは肯定していても、「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」という考えは肯定していない人が全体の 12.2%存在すること（四角で囲んでいる箇所）、のみならず、「q3.1 差別意識をもつことは、許されないものである」という考えを肯定するか否定するかに関わりなく、「q3.2 差別行為を行うことは、許されないものである」という考えを否定する回答が 5.2%存在すること（楕円で囲んでいる箇所）を指摘できます。

表 I -3-2

	q3.2差別行為を行うことは、許されないものである					
	どちらか そう思う	どちらか といえ ばそう 思う	わから ない	どちらか といえ ばそう は思 わな い	そうは 思 わ ない	合計
q3.1差別意識をもつことは、 許されないものである	241 33.5%	8 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	249 34.6%
どちらかといえ ばそう思う	144 20.0%	180 25.0%	1 0.1%	2 0.3%	1 0.1%	328 45.6%
わからない	7 1.0%	13 1.8%	17 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	37 5.1%
どちらかといえ ばそうは思 わない	12 1.7%	27 3.8%	1 0.1%	17 2.4%	0 0.0%	57 7.9%
そうは思 わない	15 2.1%	13 1.8%	2 0.3%	5 0.7%	13 1.8%	48 6.7%
合計	419 58.3%	241 33.5%	21 2.9%	24 3.3%	14 1.9%	719 100.0%

P<.001 ***

問 5 結婚相手やパートナーを考える際に気になること

結婚相手やパートナーを考える際に気になること（なったこと）を問う設問です。

2010 年調査と 2015 年調査は、「あなたご自身の場合」と「あなたのお子さんの場合」とに分けて設問が用意されていましたが、2020 年調査では、両方がまとめられています。2020 年調査においてまとめられている点については、2010 年調査でも 2015 年調査でも、本人自身の場合と子どもの場合と、回答傾向に高い相関があることがわかっており、問題ないと判断されます。2010 年調査、2015 年調査、2020 年調査を比較するうえで、「あなたご自身の場合」の回答結果を用いることにします。

また、2010 年調査、2015 年調査では、選択肢の中に、「仕事に対する相手の理解と協力」、「家事や育児の能力や姿勢」が用意されていましたが、結婚に際してこれら 2 項目については、気にするほうが人権意識は高いのか、気にしないほうが人権意識は高いのかという判断が難しいことから、2020 年調査では省かれています。

また、2010 年調査、2015 年調査では、「経済力」、「学歴」、「職業」が別々に選択肢として用意されていましたが、これらの選択では高い相関があることがわかっていることから、2020 年調査では、これら 3 項目をまとめて「経済力、学歴、職業」となっています。

2010 年調査、2015 年調査、2020 年調査を比較するうえで、2010 年調査と 2015 年調査の「経済力」、「学歴」、「職業」の回答について、いずれか 1 つでも選択している場合は、「経済力、学歴、職業」が「気になる」にまとめることをお断りしておきます。

表 I-5 は、クロス集計の結果です。

表 I-5 によると、「q5.1 経済力、学歴、職業」が気になる比率は、2010 年、2015 年よりも 2020 年において大きく下がっています。他方、「q5.2 家柄」と「q5.6 相手やその家族の宗教」が気になる比率は、2010 年、2015 年、2020 年と統計的に有意に高くなっていると言えます。これら以外の項目については、2010 年から 2020 年の 10 年間で大きな変化は見られず、また、用意した 10 項目について、「q5.11 とくに気になる（気になった）ことはない」は 23%前後と大きな変化はみられません。

表 I-5 結婚等で気になることがらの経年変化

	度数	q5.1経済 力、学 歴、職業	q5.2家柄	q5.3離婚 歴	q5.4国籍 や民族	q5.5相手 やその家 族に障が いのある 人がある かどうか	q5.6相手 やその家 族の宗教	q5.7ひと り親家庭 かどうか	q5.8同和 地区出身 者かどう か	q5.9相手 やその家 族に刑を 終えて出 所した人 がいるか どうか	q5.10その 他	q5.11とく に気になる（気にな った）こ とはない
2020年	710	50.4%	22.4%	22.5%	28.9%	14.2%	40.3%	4.1%	17.2%	24.2%	4.1%	23.5%
2015年	724	61.0%	17.0%	25.1%	27.3%	16.7%	32.6%	4.4%	20.9%		3.5%	22.7%
2010年	678	58.8%	15.0%	21.5%	26.8%	13.1%	31.4%	3.5%	17.7%		3.4%	23.9%
	統計的 検定	p<.001 ***	p=.001 **	p=.252 -	p=.677 -	p=.150 -	p=.001 **	p=.700 -	p=.154 -		p=.745 -	p=.852 -

＜知見Ⅰ-11＞ 結婚相手やパートナーを考える際に気になること（なったこと）として、「q5.1 経済力、学歴、職業」は、2010 年、2015 年よりも、2020 年において選択する比率は下がっている。

＜知見Ⅰ-12＞ 結婚相手やパートナーを考える際に気になること（なったこと）として、「q5.2 家柄」と「q5.6 相手やその家族の宗教」は、2010 年、2015 年、2020 年と、選択する比率は高くなっている。

＜知見Ⅰ-13＞ 結婚相手やパートナーを考える際に気になること（なったこと）として、「q5.3 離婚歴」、「q5.4 国籍や民族」、「q5.5 相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか」、「q5.7 ひとり親家庭かどうか」、「q5.8 同和地区出身者かどうか」は、2010 年、2015 年、2020 年と、選択する比率に大きな変化は見られない。

問 6 住宅を選ぶ際の条件について

住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、避ける条件があるかどうかを問う設問です。

2010 年調査、2015 年調査、そして、2020 年調査と同じ設問が用意されてきました。

そこで、2010 年から 2020 年にかけて、「q6.1 同和地区の地域内である」、「q6.2 小学校区が同和地区と同じ区域になる」、「q6.3 近隣に低所得者など生活が困難な人が多く住んでいる」、「q6.4 近隣に外国人が多く住んでいる」、「q6.5 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」について、市民の意識に変化があったと言えるかどうか確認します。

表 I-6-1 が分析結果です。

クロス集計と χ^2 検定を行った結果、すべての項目について統計的有意差が認められ、2010 年、2015 年、2020 年と、市民の中で、「q6.1 同和地区の地域内である」、「q6.2 小学校区が同和地区と同じ区域になる」、「q6.3 近隣に低所得者など生活が困難な人が多く住んでいる」、「q6.4 近隣に外国人が多く住んでいる」については、「避けると思う」比率に低下傾向が認められます。しかし、「避けないと思う」比率が高くなっているとは言えません。いずれの項目も「わからない」比率が高くなっているのです。ただ、「q6.5 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」は、「避けると思う」比率が低下して、「避けないと思う」比率が高くなっていることがわかります。

表 I-6-1 住宅を選ぶ際に避けることがらの経年変化

		合計	避けると思う	どちらか といえば 避ける と思う	わからない	どちらか といえば 避けない と思う	避けない と思う	平均値	統計的検 定
q6.1同和地区の地域内 である	2020年	709	22.7%	26.1%	24.8%	15.2%	11.1%	2.66	p<.001
	2015年	723	26.0%	29.5%	18.5%	13.1%	12.9%	2.57	***
	2010年	687	30.7%	25.3%	14.6%	13.4%	16.0%	2.59	
q6.2小学校区が同和地区 と同じ区域になる	2020年	706	15.6%	23.8%	24.2%	19.5%	16.9%	2.98	p<.001
	2015年	726	17.6%	28.4%	17.8%	17.9%	18.3%	2.91	***
	2010年	680	21.5%	24.0%	14.0%	19.1%	21.5%	2.95	
q6.3近隣に低所得者など 生活が困難な人が多く 住んでいる	2020年	709	11.7%	29.2%	16.4%	23.8%	18.9%	3.09	p<.001
	2015年	726	15.7%	32.0%	14.3%	21.5%	16.5%	2.91	***
	2010年	683	14.5%	26.1%	11.0%	23.0%	25.5%	3.19	
q6.4近隣に外国人が多く 住んでいる	2020年	710	10.6%	25.2%	16.8%	27.2%	20.3%	3.21	p<.001
	2015年	726	15.6%	27.7%	15.4%	22.2%	19.1%	3.02	***
	2010年	685	14.6%	26.9%	9.9%	22.5%	26.1%	3.19	
q6.5近くに精神科病院や 障がいのある人の施設 がある	2020年	710	7.9%	23.2%	16.9%	26.3%	25.6%	3.39	p<.001
	2015年	725	14.3%	27.2%	13.8%	21.8%	22.9%	3.12	***
	2010年	682	15.7%	23.5%	11.9%	24.6%	24.3%	3.18	

表 I-6-1 の平均値は、「避けると思う」1、「どちらかといえば避けると思う」2、「わからない」3、「どちらかといえば避けないと思う」4、「避けないと思う」5 と点数化して計測したものです。平均値が 3 より低い「q6.1 同和地区の地域内である」、「q6.2 小学校区が同和地区と同じ区域になる」は、「避けないと思う」人びとよりも「避けると思う」人びとが多いと解釈できます。2020 年において、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、さまざまな条件の中で、「q6.1 同和地区の地域内」にある住宅を避ける傾向が最も高いことがわかります。

＜知見 I-14＞ 住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、「q6.1 同和地区の地域内である」、「q6.2 小学校区が同和地区と同じ区域になる」、「q6.3 近隣に低所得者など生活が困難な人が多く住んでいる」、「q6.4 近隣に外国人が多く住んでいる」という条件について、2010 年から 2020 年にかけて、避けるという人びとの比率は徐々に低下し、「わからない」という人びとの比率が高くなる傾向にある。

＜知見 I-15＞ 住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、「q6.5 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」は、2010 年から 2020 年にかけて、避けるという人びとの比率が低下し、避けないという人びとの比率が高くなる傾向にある。

問 6-1 住宅の購入や入居を避ける理由

問 6-1 では、問 6 において、5 項目のいずれかの項目で「1. 避けると思う」または「2. どちらかといえば避けると思う」と回答した方のみに限定して、その理由を問うています。

2015 年調査でも同じ設問が用意されていたことから、2020 年調査と 2015 年調査と比較を行ったものが表 I-6-2 です。

2020 年調査の該当者は 442 人（60.9%）、2015 年調査の該当者は 500 人（67.3%）です。

理由として用意されたすべての項目において、2015 年と 2020 年と統計的有意差は認められません。すなわち、避ける理由がさほど変化していないことがわかります。

2020 年調査において、理由として、とりわけ高い比率を占めているのは、「q6.1.3 治安の問題などで不安があるから」72.2%、「q6.1.2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」50.9%となっています。

表 I-6-2 住宅を選ぶ際に避ける理由の経年変化

	度数	q6.1.1次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得ないと思うから	q6.1.2生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから	q6.1.3治安の問題などで不安があるから	q6.1.4学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから	q6.1.5自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから	q6.1.6とくに理由はないが、なんとなく	q6.1.7その他
2020年	442	27.1%	50.9%	72.2%	19.5%	18.6%	15.4%	5.2%
2015年	500	32.4%	53.0%	68.8%	22.0%	22.2%	19.2%	4.0%
統計的検定		p=.079 -	p=.521 -	p=.258 -	p=.337 -	p=.166 -	p=.123 -	p=.377 -

＜知見 I-16＞ 住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、いずれかの条件の住宅を避ける理由について、2015 年と 2020 年との間に、統計的に有意な差は見られない。

＜知見 I-17＞ 2020 年において、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、いずれかの条件の住宅を避ける理由として、「q6.1.3 治安の問題などで不安があるから」、および、「q6.1.2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」が高い比率を占めている。

ただし、このような避ける理由が、上記 1-6-1 の住宅条件のいずれの場合なのかという点については明らかではありません。

そこで、表 1-6-3 は、住宅条件の違いによる、住宅を避ける理由について集計しました。表 1-6-3 によると、住宅条件の違いによって、住宅を避ける理由に大きな差は見られないことがわかります。いずれの住宅条件も、「q6.1.3 治安の問題などで不安があるから」という理由が最も高い比率となっています。「q6.5 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」という住宅条件では 81.4%と極めて高い比率となっています。次いで、いずれの住宅条件でも、「q6.1.2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」という理由が高いことがわかります。「q6.4 近隣に外国人が多く住んでいる」という住宅条件では、67.3%と高い比率となっています。

なお、クロス集計表は省略しますが、いずれかの住宅条件を避ける傾向にある人は、他の住宅条件も避ける傾向が高いことから、避ける理由として、共通性が高いものと推察されます。

表 1-6-3 住宅条件の違いによる、避ける理由

住宅を選ぶ際の条件	住宅を選ぶ際に、「避ける」、「どちらかといえば避ける」度数	q6.1.1 次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得ないと思うから	q6.1.2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから	q6.1.3 治安の問題など不安があるから	q6.1.4 学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから	q6.1.5 自分もその地域の住人と同じだと思われちゃうから	q6.1.6 とくに理由は、ないが、なんとなく	q6.1.7 その他
q6.1 同和地区の地域内である ☒	346	30.9	48.0	70.2	20.2	22.5	16.5	4.9
q6.2 小学校区が同和地区と同じ区域になる ☒	278	31.7	53.6	73.4	24.1	25.2	14.4	5.4
q6.3 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる ☒	290	28.3	54.5	79.3	25.9	23.4	9.7	5.5
q6.4 近隣に外国人が多く住んでいる ☒	254	27.2	67.3	77.2	20.9	22.4	12.2	5.9
q6.5 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある ☒	221	28.1	57.5	81.4	23.1	24.4	13.1	5.0

問 7 同和問題（部落差別）について、はじめて知ったきっかけ

問 7 では、同和問題（部落差別）について、はじめて知ったきっかけについて問うています。なお、以下では、「同和問題（部落差別）」を、「同和問題」と表記することをお断りしておきます。また、2015 年の設問では、「あなたが、同和問題について、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか」という設問にたいして、2020 年の設問は、「あなたが、同和問題について、部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や意識を、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか」となっていて、設問の意味が異なっています。そのため、2015 年と 2020 年と、単純に比較することはできません。

表 I -7 は、2015 年調査と 2020 年調査の結果を並べたものです。「無回答」もそのままにしています。

2020 年調査のほうが、選択肢が 1 つ増えています。

回答傾向に違いが見られるのですが、もう 1 点、注目すべき点は、2020 年調査の「無回答」が、2015 年調査の 10 倍の 19.7%にもなっている点です。

2020 年調査に限れば、「家族や親せきの話で知った」18.0%、「テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍などで知った」12.5%が高いことがわかります。

表 I -7 同和問題をはじめて知ったきっかけの経年変化

	合計	家族や親 せきの話 で知った	地域の人 の話で 知った	学校の同 級生など の話で 知った	職場の人 の話で 知った	テレビ・ 映画・新 聞・雑 誌・書籍 などで 知った	インター ネット上 の情報な どで知っ た	自分の身 近で部落 差別があ った	その他	覚えてい ない	部落差別をし たり、部落差別 の意識を助長す るような言葉や考 えを見聞きした ことはない	同和問題 知らない	無回答
2020年	726	18.0%	6.3%	7.9%	4.4%	12.5%	1.1%	1.5%	12.1%	8.1%	4.4%	3.9%	19.7%
2015年	743	27.9%	32.6%	1.6%	2.3%	7.0%	0.7%	3.2%	5.9%	8.9%	-	8.1%	1.9%

問 8 同和問題についての学習経験と評価

問 7 で、「同和問題（部落差別）について、知らない」と回答があった 28 人（3.9%）を除く 698 人が対象者です。

表 I-8-1 は、同和問題についての学習経験と評価の単純集計結果です。

「q8.1 小学校での授業」、「q8.2 中学校での授業」および、「q8.10 テレビ番組や映画などを観た」の学習経験が比較的高いことがわかります。

表 I-8-1 同和問題学習の経験

	合計	理解が深 まった	理解が深 まらな かった	おぼえて いない	学習した ことはな い	無回答
q8.1小学校での授業	698	21.3%	9.5%	31.7%	25.9%	11.6%
q8.2中学校での授業	698	16.5%	7.2%	36.0%	28.4%	12.0%
q8.3高等学校での授業	698	9.2%	5.0%	30.1%	42.4%	13.3%
q8.4大学・専門学校等での授業・講義	698	4.9%	2.7%	16.3%	59.7%	16.3%
q8.5行政主催の講座・講演会・研修会	698	3.7%	2.6%	12.2%	67.6%	13.9%
q8.6職場の研修	698	10.6%	2.3%	11.9%	62.2%	13.0%
q8.7企業や民間団体主催の講座・講演会・研修会	698	5.7%	2.3%	11.3%	66.9%	13.8%
q8.8書籍などを読んだ	698	19.8%	5.2%	13.3%	47.9%	13.9%
q8.9行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た	698	7.6%	6.9%	14.9%	55.6%	15.0%
q8.10テレビ番組や映画などを観た	698	30.4%	10.0%	16.2%	29.7%	13.8%
q8.11同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題（部落差別）について学んだ	698	6.2%	2.3%	10.3%	66.6%	14.6%
q8.12その他	698	3.4%	1.1%	7.4%	31.9%	56.0%

それでは、それぞれの学習において、学習効果をどのように捉えればよいでしょうか。

それぞれの学習機会における学習効果を捉えるために、回答者の中で、「学習したことはない」と「無回答」を除いた人びとを、学習経験者とみなし、その人びとの中で、「理解が深まった」と回答した人の比率を、「学習効果」と解釈することができます。

表 I-8-2 は、各学習機会についての学習効果を捉えたものです。

表 I-8-2 によると、学習効果という点では、「理解が深まった」比率が高いのは、「q8.10 テレビ番組や映画などを観た」53.7%、「q8.8 書籍などを読んだ」51.7%、「q8.6 職場の研修」42.8%の順となっています。小・中・高・大の学校教育における理解度は高いとは言えません。また、「q8.5 行政主催の講座・講演会・研修会」、「q8.9 行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た」も理解度が高いとは言えないことがわかります。

表 I -8-2 同和問題学習の効果

	合計	理解が深 まった	理解が深 まらな かった	おぼえて いない
q8.1小学校での授業	436	34.2%	15.1%	50.7%
q8.2中学校での授業	416	27.6%	12.0%	60.3%
q8.3高等学校での授業	309	20.7%	11.3%	68.0%
q8.4大学・専門学校等での授業・講義	167	20.4%	11.4%	68.3%
q8.5行政主催の講座・講演会・研修会	129	20.2%	14.0%	65.9%
q8.6職場の研修	173	42.8%	9.2%	48.0%
q8.7企業や民間団体主催の講座・講演会・研修会	135	29.6%	11.9%	58.5%
q8.8書籍などを読んだ	267	51.7%	13.5%	34.8%
q8.9行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た	205	25.9%	23.4%	50.7%
q8.10テレビ番組や映画などを観た	395	53.7%	17.7%	28.6%
q8.11同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題（部落差別）について学んだ	131	32.8%	12.2%	55.0%
q8.12その他	84	28.6%	9.5%	61.9%

問 14 「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」評価

表 I-14 は、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思うかどうかについて、2015 年調査と 2020 年と比較したものです。

表 I-14 によると、2015 年よりも 2020 年のほうが、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思っている人びとの比率が有意に増加していることがわかります。

表 I-14 「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」評価の経年変化

	合計	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない
2020年	693	10.0%	53.0%	25.3%	11.8%
2015年	719	8.2%	46.5%	30.3%	15.0%

p=.018 *

<知見 I-18> 2015 年よりも 2020 年のほうが、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思っている人びとの比率が有意に高くなっている。

問 15 大阪市は「人権が尊重されるまち」かどうか、個々の人権課題についての評価

表 I-15 は、大阪市は「人権が尊重されるまち」であるかどうかに関する個々の人権課題についての評価を、2015 年と 2020 年と比較をしたものです。

また、選択肢について、「そう思う」4、「どちらかといえばそう思う」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そうは思わない」1 と点数化して、平均値を求めています。

平均値が高いほど、市民の評価が高いことを示しています。

14 項目の中で、「q15.1 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」を除く 13 項目において、2015 年調査よりも 2020 年調査において、評価が有意に高くなっていることがわかります。

2020 年調査において、市民の評価が特に高いのは、「q15.5 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」2.80 です。他方、2015 年調査よりも市民の評価は高くなっているものの、他の人権課題よりも評価が高いとは言えないのは、「q15.13 ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」2.27 であることがわかります。

<知見 I-19> 大阪市は「人権が尊重されるまち」であるかどうかに関する個々の人権課題についての評価として、「q15.1 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」を除いて、2015 年調査よりも 2020 年調査において、評価が有意に高くなっている。

<知見 I-20> 2020 年において、さまざまな人権課題の中で、「q15.5 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」の評価が最も高い。逆に、「q15.13 ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」の評価が最も低い。

表 I -15 大阪市は「人権が尊重されるまち」についての評価の経年変化

大阪市は、「人権が尊重されるまち」であるかどうか		合計	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	平均値	統計的検 定
q15.1男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである	2020年	695	12.8%	51.9%	25.9%	9.4%	2.68	p=.085
	2015年	710	12.0%	52.8%	24.6%	10.6%	2.66	-
q15.2配偶者・パートナーなどからの暴力の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである	2020年	688	5.7%	53.9%	28.6%	11.8%	2.53	p=.040
	2015年	697	5.0%	47.5%	35.6%	11.9%	2.46	*
q15.3子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである	2020年	697	7.9%	56.0%	26.1%	10.0%	2.62	p=.004
	2015年	704	8.7%	46.7%	33.8%	10.8%	2.53	**
q15.4子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである	2020年	699	12.7%	49.2%	26.6%	11.4%	2.63	p=.010
	2015年	704	9.2%	45.2%	33.9%	11.6%	2.52	*
q15.5高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである	2020年	700	12.9%	60.1%	20.9%	6.1%	2.80	p<.001
	2015年	715	9.5%	51.7%	29.8%	9.0%	2.62	***
q15.6高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ生きがいを持って暮らせるまちである	2020年	700	9.4%	55.7%	27.6%	7.3%	2.67	p<.001
	2015年	709	8.2%	43.0%	37.1%	11.7%	2.48	***
q15.7障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである	2020年	694	6.5%	51.7%	31.0%	10.8%	2.54	p<.001
	2015年	695	4.5%	38.8%	45.0%	11.7%	2.36	***
q15.8障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである	2020年	691	7.4%	52.2%	30.0%	10.4%	2.57	p<.001
	2015年	698	4.9%	42.3%	41.1%	11.7%	2.40	***
q15.9同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである	2020年	675	5.5%	46.7%	36.0%	11.9%	2.46	p=.024
	2015年	675	5.3%	38.8%	40.9%	15.0%	2.35	*
q15.10外国人住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである	2020年	678	6.6%	58.3%	27.3%	7.8%	2.64	p=.020
	2015年	675	6.8%	50.1%	33.0%	10.1%	2.54	*
q15.11事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである	2020年	677	6.8%	60.4%	25.4%	7.4%	2.67	p<.001
	2015年	676	6.2%	48.4%	33.3%	12.1%	2.49	***
q15.12犯罪被害者等が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである	2020年	666	3.6%	45.9%	41.3%	9.2%	2.44	p<.001
	2015年	670	2.8%	35.4%	47.5%	14.3%	2.27	***
q15.13ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである	2020年	677	3.2%	38.1%	41.2%	17.4%	2.27	p<.001
	2015年	674	3.7%	25.1%	50.7%	20.5%	2.12	***
q15.14L G B Tなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである	2020年	675	5.0%	50.5%	34.7%	9.8%	2.51	p<.001
	2015年	670	4.5%	39.6%	41.8%	14.2%	2.34	***

問 19 各区役所にある人権相談窓口の認知状況について

表 I -19 は、各区役所にある人権相談窓口の認知状況について、2015 年と 2020 年を比較したものです。

表 I -19 によると、各区役所にある人権相談窓口の認知状況は、2015 年よりも 2020 年のほうが低くなっていることがわかります。

表 I -19 各区役所にある人権相談窓口の認知状況の経年変化

	合計	知っている	知らない	統計的検定
2020年	710	15.4%	84.6%	p=.027*
2015年	722	19.8%	80.2%	

<知見 I -21> 2015 年よりも 2020 年のほうが、各区役所にある人権相談窓口の認知状況は低くなっている。

問 20 大阪市人権啓発・相談センターの認知状況

表 I-20-1 は、大阪市人権啓発・相談センターの認知状況について、2015 年と 2020 年と比較したものです。

表 I-20-1 によると、2015 年よりも 2020 年のほうが、認知状況が低くなっていることがわかります。

表 I-20-1 大阪市人権啓発・相談センターの認知状況についての経年変化

	合計	知っている	知らない	統計的検定
2020年	704	11.1%	88.9%	p=.022
2015年	717	15.2%	84.8%	*

<知見 I-22> 2015 年よりも 2020 年のほうが、大阪市人権啓発・相談センターの認知状況が低くなっている。

問 20-1 センターを知ったきっかけ

問 20 で、大阪市人権啓発・相談センターを「知っている」と回答した人びとに、センターを知ったきっかけを問うています。「知っている」と回答した人は、2015 年調査では、109 人、2020 年調査では 78 人です。

表 I-20-2 は、2015 年と 2020 年を比較したものです。

表 I-20-2 によると、2015 年と 2020 年と、いずれの項目についても統計的な有意差はみられません。

2020 年によると、センターを知っている人びとのうち、一番、高いのは「q20.1.3 区役所の広報紙」62.8%、次いで、「q20.1.4 大阪市のホームページ」25.6%となっています。

なお、2015 年調査では、「市のホームページ」と「区のホームページ」と分けて選択肢が用意されていたが、2020 年調査に合わせて、まとめています。

表 I-20-2 大阪市人権啓発・相談センターを知ったきっかけの経年変化

	度数	q20.1.1 センター の案内用 ポスター・パ ンフレット	q20.1.2 センター の案内携 帯用カード	q20.1.3 区役所の 広報紙	q20.1.4 大阪市の ホーム ページ	q20.1.5L INE・ Twitter ・ Faceboo k等の SNS	q20.1.6 「KOKO ROねっ と」等の 人権情報 誌	q20.1.7 市役所・ 区役所で 紹介され た	q20.1.8 知人や友 人などか ら聞いた	q20.1.9 その他
2020年	78	19.2%	1.3%	62.8%	25.6%	1.3%	1.3%	7.7%	14.1%	3.8%
2015年	109	22.9%		59.6%	25.7%			11.0%	12.8%	8.3%
統計的 検定		p=.813-		p=.868-	p=.972-			p=.733-	p=.940-	p=.469-

<知見 I-23> 大阪市人権啓発・相談センターを知ったきっかけは、2015 年と 2020 年とでは、いずれのきっかけも差があるとは言えない。

問 21 人権侵害を受けたと思った場合、家族・親戚・友人以外に、相談するところ

問 21 では、「人権侵害を受けたと思った場合、家族・親戚や友人以外では、具体的にどこに相談しようと思うか」を問うています。

表 I -21 は、2015 年と 2020 年を比較したものです。

表 I -21 によると、「q21.2 区役所の人権相談窓口」、「q21.4 法務局や人権擁護委員」、「q21.8 地域の民生委員や児童委員など」は、2015 年よりも 2020 年において、相談先として選択する比率が減少していることがわかります。他方、「q21.12 相談しようとは思わない」については、2015 年よりも 2020 年において、大きく減少しています。ただ、2020 年調査において、新たに用意された選択肢である「q21.11 相談先が思い浮かばない」は、回答者の 20.0%を占めています。

2020 年調査に限れば、相談先として比率が高いのは、「q21.2 区役所の人権相談窓口」40.6%、「q21.5 弁護士」27.7%、「q21.1 大阪市人権啓発・相談センター」25.2%、「q21.6 警察」21.7%と続いています。

表 I -21 人権侵害を受けた場合の相談場所の経年変化

	度数	q21.1 大阪市人 権啓発・ 相談セン ター	q21.2 区役所の 人権相談 窓口	q21.3 相談・支 援機関	q21.4 法務局や 人権擁護 委員	q21.5 弁護士	q21.6 警察	q21.7 学校や職 場	q21.8 地域の民 生委員や 児童委員 など	q21.9 民間団体	q21.10 その他	q21.11 相談先 が思い 浮かば ない	q21.12 相談しよ うとは思 わない
2020年	705	25.2%	40.6%	19.1%	5.4%	27.7%	21.7%	8.2%	4.4%	6.7%	1.4%	20.0%	7.0%
2015年	699	28.5%	46.1%	21.2%	8.6%	27.3%	25.6%	10.3%	8.3%	8.2%	2.7%	-	13.1%
統計的 検定		p=.173-	p=.038 *	p=.345-	p=.019 *	p=.888-	p=.085-	p=.180-	p=.003 *	p=.287-	p=.087-		p<.001 ***

<知見 I -24> 2015 年よりも 2020 年において、「q21.2 区役所の人権相談窓口」、

「q21.4 法務局や人権擁護委員」、「q21.8 地域の民生委員や児童委員など」は、相談先として選ばれる比率が減少している。

<知見 I -25> 2020 年において、相談先として比率が高いのは、「q21.2 区役所の人権相談窓口」、「q21.5 弁護士」、「q21.1 大阪市人権啓発・相談センター」、「q21.6 警察」の順となっている。

問 22 性別

表 I -22 は、2010 年、2015 年、2020 年と性別を比較したものです。

回答者の性別分布に偏りがないかを確認するために、「無回答」も分析から省かないでクロス集計を行っています。ただ、2010 年調査では「その他、回答したくない」の選択肢が用意されていなかったなので、このままで χ^2 検定を行うわけにはいきません。

表は省略しますが、「その他、回答したくない」を除いて、比較したところ、2010 年、2015 年、2020 年の間に、性別の比率に有意差は認められませんでした。

表 I -22 性別の経年変化

	合計	男性	女性	その他、 回答した くない	無回答
2020年	726	40.2%	54.5%	1.9%	3.3%
2015年	743	40.2%	56.4%	0.5%	2.8%
2010年	716	42.0%	53.8%		4.2%

問 23 年齢

表 I-23 は、2010 年、2015 年、2020 年と年齢分布を比較したものです。

回答者の年齢分布に偏りがないかを確認するために、「無回答」も分析から省かないでクロス集計を行っています。ただ、2010 年調査では「10 歳代」の選択肢が用意されていなかったため、このままで χ^2 検定を行うわけにはいきません。

表は省略しますが、「10 歳代」を除いて、比較したところ、2010 年、2015 年、2020 年の間に、年齢分布に有意差は認められませんでした。

表 I-23 年齢の経年変化

	合計	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	無回答
2020年	726	0.8%	8.0%	15.3%	16.3%	16.8%	16.0%	24.1%	2.8%
2015年	743	1.7%	7.9%	13.5%	16.0%	16.7%	18.4%	22.7%	3.0%
2010年	716		9.9%	19.1%	14.5%	14.2%	18.7%	19.3%	4.2%

2020 年調査において、10 歳代の回答者は 6 人でした。このままでは、統計的な処理を行うことができません。このような場合に、取り得る対処法は、2 つです。1 つは、20 歳代とまとめて、「20 歳代以下」とする方法です。もう 1 つは、年齢別とのクロス集計などにおいて、10 歳代は、分析から省く方法です。どちらの方法を用いるか検討したところ、10 歳代の 6 人と、20 歳代の 58 人と比べると、人権意識の回答傾向に相当の違いが認められることから、10 歳代と 20 歳代をまとめて、「20 歳代以下」とすることは妥当ではないと判断されます。そこで、年齢別のクロス集計等においては、10 歳代を分析から省く方法をとることにします。

問 25 ボランティア活動

問 25 は、地域の行事やボランティア活動への参加の有無を問う設問です。

表 I-25 において、2015 年と 2020 年を比較すると、ボランティア活動への参加者が減少していることがわかります。

表 I-25 ボランティア活動への参加の経年変化

	合計	参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	参加していない
2020年	704	5.5%	9.9%	12.9%	71.6%
2015年	718	10.6%	12.8%	14.2%	62.4%

p<.001 ***

<知見 I-26> 2015 年と 2020 年を比較すると、ボランティア活動への参加者が減少している。

問 26 学歴

表 I-26 は、2010 年、2015 年、2020 年と学歴を比較したものです。

回答者の年齢分布に偏りがないかを確認するために、「無回答」も分析から省かないでクロス集計を行っています。学歴に関しては、2010 年、2015 年、2020 年と、幾分、高学歴化していることがわかります。

表 I-26 学歴の経年変化

	合計	中学校	高等学校	短大・高専	大学・院	その他	無回答
2020年	726	9.8%	35.8%	23.7%	26.3%	1.5%	2.9%
2015年	743	13.9%	36.2%	20.7%	26.9%	0.3%	2.0%
2010年	716	15.1%	38.5%	20.8%	20.3%	0.4%	4.9%

問 28 現在の暮らし向き

問 28 は、現在の暮らし向きを問う設問です。

表 I-28 において、2015 年と 2020 年を比較すると、2015 年よりも 2020 年のほうが、暮らし向きが「よい」人が増加し、「よくない」人が減少していることがわかります。

表 I-28 現在の暮らし向きの経年変化

	合計	よい	どちらか といえば よい	どちらか といえば よくない	よくない
2020年	706	22.8%	51.0%	19.3%	6.9%
2015年	726	17.5%	49.3%	23.1%	10.1%

p=.008 **

<知見 I-27> 2015 年よりも 2020 年のほうが、暮らし向きが良い人が増加し、よくない人が減少している。

Ⅱ 人権と差別に関する市民意識

本章では、人権と差別に関する市民意識について、今後の人権施策の課題を明らかにするために、可能な限り詳細な分析を行います。

1 人権についての関心

はじめに、大阪市民におけるさまざまな人権課題についての関心の度合いについて検討します。

選択肢について、「関心がある」5点、「少し関心がある」4点、「わからない」3点、「あまり関心がない」2点、「関心がない」1点と点数化し、平均値が高いほど、市民の関心が高いことを示しています。

表Ⅱ-1-1は、2020年調査において、さまざまな人権課題についての市民の関心の高い課題から順に並べ、2015年調査の結果と比較したものです。合わせて、2015年から2020年への変化について統計的検定を行った結果を併記しています。

表Ⅱ-1-1によると、2020年における市民の関心が高い人権課題は、2015年と、一部、順位は変わりますが、「2 こどもの人権」、「8 個人情報流出や漏えいの問題」「1 女性の人権」、「4 障がいのある人の人権」、「3 高齢者の人権」であることがわかります。なお、2020年については、「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」への関心が新たに加わり、3番目に高くなっています。

「9 犯罪被害者等の人権」、「17 インターネットによる人権侵害」、「19 性的搾取、強制労働など人身取引の問題」、「11 性的少数者に関する人権」は、2015年よりも2020年において、市民の関心の度合いが特に高まったことがわかります。また、「6 外国人の人権」、「7 ヘイトスピーチ」、「10 ホームレスの人権」も、2015年よりも2020年において、市民の関心が高まったと言えます。

他方、2020年において、20の人権課題の中で、「15 アイヌの人びとの人権問題」と「16 刑を終えて出所した人の人権」について、市民の関心が最も低いことがわかります。

表Ⅱ-1-1 さまざまな人権課題についての関心度

さまざまな人権課題	度数	2020年	度数	2015年	統計的 検定
2こどもの人権	722	4.40	725	4.44	p=.475 -
8個人情報の流出や漏えいの問題	723	4.29	725	4.28	p=.903 -
13新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	720	4.23	-	-	-
1女性の人権	720	4.13	720	4.00	p=.152 -
4障がいのある人の人権	719	4.09	721	4.11	p=.910 -
3高齢者の人権	722	4.06	723	4.18	p=.133 -
9犯罪被害者等の人権	719	4.05	723	3.66	p<.001 ***
17インターネットによる人権侵害	719	4.05	720	3.70	p<.001 ***
18北朝鮮当局による拉致問題	720	4.00	722	3.95	p=.670 -
14パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント	719	3.93	-	-	-
20東日本大震災に起因する人権問題	720	3.91	724	3.98	p=.171 -
19性的搾取、強制労働など人身取引の問題	721	3.74	722	3.40	p<.001 ***
12H I V感染者やハンセン病回復者など人権	718	3.49	724	3.44	p=.351 -
5同和問題（部落差別）に関する人権	722	3.42	717	3.32	p=.259 -
6外国人の人権	721	3.42	721	3.23	p=.002 **
7ヘイトスピーチ	721	3.42	722	3.32	p=.003 **
11性的少数者に関する人権	718	3.33	719	2.86	p<.001 ***
10ホームレスの人権	720	3.12	722	2.96	p=.035 *
15アイヌの人々の人権問題	720	3.05	722	3.01	p=.407 -
16刑を終えて出所した人の人権	720	3.05	723	3.19	p=.133 -

＜知見Ⅱ-1＞ 2020年における市民の関心が高い人権課題は、「2 こどもの人権」、「8 個人情報の流出や漏えいの問題」「1 女性の人権」、「4 障がいのある人の人権」、「3 高齢者の人権」、および、「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」である。

＜知見Ⅱ-2＞ 2015年よりも2020年において、「9 犯罪被害者等の人権」、「17 インターネットによる人権侵害」、「19 性的搾取、強制労働など人身取引の問題」、「11 性的少数者に関する人権」、「6 外国人の人権」、「7 ヘイトスピーチ」、「10 ホームレスの人権」への関心が高まったと言える。

＜知見Ⅱ-3＞ 2020年において、20の人権課題の中で、「15 アイヌの人びとの人権問題」と「16 刑を終えて出所した人の人権」について、市民の関心は最も低い。

表Ⅱ-1-2 は、2020 年調査において、さまざまな人権課題への関心について、性別との関連をみたものです。

性別と、「1 女性の人権」への関心は関連あり、男性よりも、女性と「回答しない」人びとにおいて、関心度が高いことがわかります。また、性別と「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」への関心も関連が認められ、男性よりも、女性と「回答しない」人びとにおいて、関心度が高いことがわかります。これら 2 つの人権課題以外では、性別との間に統計的な有意差は認められません。

表Ⅱ-1-2 性別とさまざまな人権課題との関連

	1女性の 人権	2こどもの 人権	3高齢者の 人権	4障がいのある 人の人権	5同和問題 (部落差 別) に関す る人権	6外国人の 人権	7ヘイトス ピーチ	8個人情報 の流出や 漏えいの 問題	9犯罪被害 者等の人 権	10ホームレ スの人権
全体	4.12	4.40	4.07	4.10	3.42	3.42	3.42	4.29	4.05	3.12
男性	4.01	4.36	4.00	4.11	3.43	3.38	3.44	4.29	4.06	3.15
女性	4.20	4.44	4.12	4.10	3.42	3.46	3.41	4.29	4.05	3.09
回答しない	4.36	4.29	4.14	4.00	3.36	3.36	3.50	4.21	3.86	3.43
統計的検定	p=.041 *	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11LGBT など性的 少数者に 関する人 権	12HIV 感染者や ハンセン 病回復者 など人権	13新型コロ ナウイルス 感染症に関 する人権問 題	14パワー・ハラ スメント、アカ デミック・ハラ スメントなどの ハラスメント	15アイヌの 人々の人権 問題	16刑を終 えて出所 した人の 人権	17イン ターネッ トによる 人権侵害	18北朝鮮 当局によ る拉致問 題	19性的搾 取、強制 労働など 人身取引 の問題	20東日本大 震災に起因 する人権問 題
全体	3.33	3.48	4.24	3.93	3.03	3.04	4.04	3.98	3.74	3.91
男性	3.20	3.47	4.11	3.98	2.99	3.07	4.00	4.04	3.72	3.90
女性	3.43	3.50	4.34	3.90	3.07	3.02	4.08	3.95	3.76	3.92
回答しない	3.57	3.36	4.29	3.79	3.07	3.07	4.00	3.64	3.57	3.79
統計的検定	-	-	p=.019 *	-	-	-	-	-	-	-

＜知見Ⅱ-4＞ 性別と「1 女性の人権」への関心は関連があり、男性よりも、女性と「回答しない」人びとにおいて関心度が高い。

＜知見Ⅱ-5＞ 性別と「13 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」への関心との間に関連が認められ、男性よりも、女性と「回答しない」人びとにおいて関心度が高い。

表Ⅱ-1-3は、2020年調査において、年齢との関連をみたものです。

表Ⅱ-1-3によると、年齢と「3 高齢者の人権」、「4 障がいのある人の人権」、「15 アイヌの人びとの人権問題」、「18 北朝鮮当局による拉致問題」、「20 東日本大震災に起因する人権問題」と関連が認められ、年齢が高いほど関心が高いことがわかります。また、年齢が低いほど「11 性的少数者に関する人権」について関心が高いことがわかります。「14 パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント」、「17 インターネットによる人権侵害」については、20 歳代、70 歳代以上が、その他の年代よりも関心が低い傾向にあります。「10 ホームレスの人権」については、20 歳代が他の年代よりも関心が低いことがわかります。上記以外の人権課題については、年代との間に関連はみられません。

表Ⅱ-1-3 年齢とさまざまな人権課題との関連

	1女性の 人権	2こどもの 人権	3高齢者の 人権	4障がいのある 人の人権	5同和問題 (部落差 別)に関す る人権	6外国人の 人権	7ヘイトス ピーチ	8個人情報 の流出や 漏えいの 問題	9犯罪被害 者等の人 権	10ホームレ スの人権
全体	4.13	4.41	4.07	4.10	3.41	3.41	3.41	4.30	4.05	3.12
20歳代	3.91	4.19	3.24	3.69	3.41	3.29	3.10	4.19	3.95	2.74
30歳代	4.20	4.46	3.83	4.02	3.50	3.53	3.36	4.25	4.00	3.08
40歳代	4.15	4.34	3.87	3.96	3.31	3.25	3.23	4.33	4.04	3.12
50歳代	4.17	4.42	4.17	4.13	3.22	3.45	3.39	4.40	4.10	2.98
60歳代	4.19	4.41	4.33	4.31	3.41	3.41	3.62	4.33	4.24	3.21
70歳代以上	4.06	4.48	4.41	4.22	3.57	3.47	3.54	4.24	3.96	3.32
統計的検定	-	-	p<.001 ***	p=.003 **	-	-	-	-	-	p=.037 *
	11LGBT など性的 少数者に 関する人 権	12H I V 感染者や ハンセン 病回復者 など人権	13新型コロ ナウイルス 感染症に関 する人権問 題	14パワー・ハラ スメント、アカ デミック・ハラ スメントなどの ハラスメント	15アイヌの 人々の人権 問題	16刑を終 えて出所 した人の 人権	17イン ターネッ トによる 人権侵害	18北朝鮮 当局によ る拉致問 題	19性的搾 取、強制 労働など 人身取引 の問題	20東日本大 震災に起因 する人権問 題
全体	3.33	3.48	4.24	3.93	3.04	3.05	4.04	3.99	3.74	3.91
20歳代	3.52	3.28	4.10	3.79	2.90	2.84	3.86	3.10	3.33	3.36
30歳代	3.73	3.60	4.20	4.12	2.90	2.98	4.04	3.60	3.70	3.85
40歳代	3.30	3.47	4.11	4.05	2.94	3.07	4.29	3.93	3.81	3.89
50歳代	3.21	3.47	4.23	4.02	2.90	2.94	4.13	4.01	3.69	3.83
60歳代	3.10	3.52	4.37	4.00	3.09	3.02	4.06	4.23	3.91	4.03
70歳代以上	3.27	3.47	4.32	3.66	3.31	3.25	3.85	4.40	3.77	4.13
統計的検定	p=.004 **	-	-	p=.005 **	p=.032 *	-	p=.026 *	p<.001 ***	-	p<.001 ***

＜知見Ⅱ-6＞「3 高齢者の人権」、「4 障がいのある人の人権」、「15 アイヌの人びとの人権問題」、「18 北朝鮮当局による拉致問題」、「20 東日本大震災に起因する人権問題」については、年齢が高いほど関心が高い。

＜知見Ⅱ-7＞「11 性的少数者に関する人権」については、年齢が低いほど関心が高い。

＜知見Ⅱ-8＞「14 パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント」、「17 インターネットによる人権侵害」については、20 歳代、70 歳代以上が、その他の年代よりも関心が低い。

＜知見Ⅱ-9＞「10 ホームレスの人権」については、20 歳代が他の年代よりも関心が低い。

2 差別に関する人権意識を測る尺度づくり

ここでは、「差別に関する考え方」への回答をもとに、一人ひとりの、差別に関する人権意識の程度を測ることのできる物差し（尺度）を作成します。

2.1 2010 年調査、2015 年調査、2020 年調査データによる尺度づくり

2015 年調査の分析において、2010 年調査と 2015 年調査のデータを合わせて、人権意識尺度の作成を試みました。厳密には、差別に関する考え方を測る尺度です。

2015 年に作成した差別に関する考え方尺度の有効性を確認するために、まず、2020 年調査において、差別に関する考え方を測るうえで用意された項目の中で、2010 年調査、2015 年調査と共通の設問を用いて尺度を作成します。

共通の項目は以下の通りです。なお、項目の番号は 2020 年調査のものです。

「3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」、「4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆」、「7 差別は法律で禁止する必要がある」、「8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆」、「11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」の 5 項目です。

尺度を作成するにあたって、個々の項目を点数が高いほど人権意識が高くなるように、「3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」、「7 差別は法律で禁止する必要がある」、「11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」については、「そう思う」5、「どちらかといえばそう思う」4、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そう思わない」1 と点数化します。また、「4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆」、「8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆」については、「そう思う」1、「どちらかといえばそう思う」2、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」4、「そう思わない」5 とします。これらの 2 項目は、人権意識の高さと逆であると解釈されることから、末尾に（逆）を付しています。

表Ⅱ・2・1 は、5 項目についての記述統計を示しています。ちなみに、2010 年調査、2015 年調査、2020 年調査の有効ケース数は 2099 です。1 項目でも無回答があれば、分析から省いています。

表Ⅱ-2-1 2010年、2015年、2020年を合わせた差別に関する考え方項目の記述統計

記述統計量	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	2122	1	5	4.14	1.10
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	2128	1	5	2.90	1.46
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	2134	1	5	3.29	1.38
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	2130	1	5	3.17	1.33
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	2135	1	5	4.15	1.02
有効なケースの数(リストごと)	2099				

これら、差別に関する考え方の項目について、多変量解析の手法の1つである因子分析の方法を用いて、これらの考え方の背後にある意識に関する因子を探ります。

最尤法ならびに斜交回転の一種であるプロマックス回転を用いて因子分析を行い、表Ⅱ-2-2のような2因子を析出しました。それぞれの因子の解釈においては、因子負荷量が0.300以上を示す項目を判断材料とします。

表Ⅱ-2-2 2010年、2015年、2020年の差別に関する考え方項目の因子分析結果

「差別」についての考え方	第1因子	第2因子	共通性
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	0.981	0.058	0.980
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	0.583	-0.084	0.336
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	-0.044	0.693	0.474
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	-0.056	0.547	0.295
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	0.065	0.459	0.223
寄与率	26.6	19.5	
累積寄与率	26.6	46.1	
クロンバックの信頼性係数	0.715	0.574	
因子解釈	被差別責任 否定意識		

因子抽出法: 最尤法 k=4

回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

2015年調査の分析において因子分析を行った時と同様の結果となっています。

第1因子に高い因子負荷量を示す項目は、「8 差別の原因には、差別されている人の側

に問題があることも多い・逆」(0.981)、「4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆」(0.583)です。これら 2 項目について、尺度としての妥当性を測定するクロンバックの信頼性係数は 0.715 です。経験的に、クロンバックの信頼性係数は最低 0.6 以上であれば、尺度として有効であると解釈されます。このことから、第 1 因子は、差別は差別される側の人びとの問題であるとの考え方を否定する意識を表すことから、「被差別責任否定意識」因子と解釈することができます。2015 年調査の分析と同様の結果となりました。

第 2 因子は、「3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」(0.693)、「7 差別は法律で禁止する必要がある」(0.547)、「11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」(0.459)が高い因子負荷量を示しています。しかし、これら 3 項目についてクロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.574 であり、数値として十分に高いとは言えません。実は、2015 年調査の分析でも、クロンバックの信頼性係数も同様の数値であって、尺度の妥当性について課題があることを断ったうえで分析に用いたのです。

2.2 2015 年調査、2020 年調査データによる尺度づくり

今回は、2015 年調査と 2020 年調査のデータを合わせて、新たに、「差別」に関する考え方に見られる人権意識を測定するための尺度を作成し直すことにします。

上記の 5 項目に、2015 年調査と 2020 年調査に共通の以下の 5 項目を加えて、因子分析を行います。

すなわち、「5 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」、「6 差別されている人びとが、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある・逆」、「9 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」、「10 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある」、「12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆」です。

「5 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」、「9 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」、「10 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある」については、「そう思う」5、「どちらかといえばそう思う」4、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そう思わない」1 と点数化します。また、「6 差別されている人びとが、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある・逆」、「12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆」は、「そう思う」1、「どちらかといえばそう思う」2、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」4、「そう思わない」5 とします。

分析に用いる項目の記述統計は、表Ⅱ-2-3 のとおりです。有効ケース数は 1406 です。

表Ⅱ-2-3 2015年、2020年の差別に関する考え方項目の記述統計

記述統計量	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	1449	1	5	4.09	1.11
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	1448	1	5	3.05	1.46
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	1455	1	5	3.35	1.34
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	1452	1	5	3.29	1.32
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	1456	1	5	4.04	1.04
q3.5差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	1450	1	5	3.76	1.20
q3.6差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある・逆	1452	1	5	2.54	1.24
q3.9差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	1448	1	5	4.08	1.05
q3.10差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	1449	1	5	3.52	1.22
q3.12差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆	1453	1	5	3.81	1.29
有効なケースの数(リストごと)	1406				

2015年調査、2020年調査を合わせて因子分析を行ったところ、最終的に、表Ⅱ-2-4の結果を得ることができました。

第1因子には、「3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」(0.793)、「5 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」(0.714)、「7 差別は法律で禁止する必要がある」(0.489)が高い因子負荷量を示しています。これらの3項目について、クロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.699 となりました。尺度として有効と解釈されます。因子の解釈は難しいのですが、差別をなくすために行政の努力が期待されたり、法律での禁止が必要とされたりしていることから、便宜的に、「差別解消・行政期待意識」とします。

第2因子には、「10 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある」(0.857)、「11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」(0.709)、「9 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」(0.416)が高い因子負荷量を示しています。これら3項目について、クロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.743 となりました。尺度として有効と解釈されます。これ

らは、部落差別や差別されている人びとを理解し、自らが差別をなくしていこうという意識と解釈され、便宜的に、「差別解消・理解意識」とします。

そして、第3因子には、「4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆」(0.784)、「8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆」(0.732)が高い因子負荷量を示しています。これら2項目のクロンバック信頼性係数は0.716であり、尺度として有効と解釈されます。2010年調査、2015年調査、2020年調査を合わせた分析結果と同じ因子が析出されたことになります。この因子は、「被差別責任否定意識」とします。

表Ⅱ-2-4 2015年、2020年の差別に関する考え方項目の因子分析結果

「差別」に関する考え方	第1因子	第2因子	第3因子	共通性
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	0.793	-0.100	-0.012	0.541
q3.5差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	0.714	0.054	0.001	0.560
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	0.489	0.096	-0.054	0.304
q3.10差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	-0.081	0.857	-0.101	0.649
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	0.045	0.709	0.073	0.560
q3.9差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	0.264	0.416	0.097	0.399
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	-0.086	-0.045	0.784	0.611
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	0.053	0.039	0.732	0.554
寄与率	31.0	14.5	6.7	
累積寄与率	31.0	45.6	52.2	
クロンバックの信頼性係数	0.699	0.743	0.716	
因子解釈	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	被差別責任否定意識	

因子抽出法: 最尤法 K=4

回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

2.3 2020年調査データによる尺度づくり

2020年調査については、さらに2項目を加えて、「差別」に関する考え方の因子分析を行います。

追加する2項目は、「1 差別意識をもつことは、許されないものである」、「2 差別行為を行うことは、許されないものである」です。

表Ⅱ-2-5 は、2020 年調査において、「差別」に関する考え方について因子分析を行う項目の記述統計です。有効なケース数は 699 です。

表Ⅱ-2-5 2020 年・差別に関する考え方項目の記述統計

記述統計量	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	718	1	5	4.04	1.15
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	716	1	5	3.25	1.44
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	719	1	5	3.32	1.33
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	718	1	5	3.45	1.30
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	721	1	5	4.07	1.02
q3.5差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	718	1	5	3.76	1.19
q3.9差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	720	1	5	4.10	1.02
q3.10差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	718	1	5	3.47	1.22
q3.1差別意識をもつことは、許されないものである	720	1	5	3.94	1.15
q3.2差別行為を行うことは、許されないものである	721	1	5	4.43	0.86
有効なケースの数(リストごと)	699				

表Ⅱ-2-6 は、因子分析の結果です。

第 1 因子は、「3 差別をなくすために、行政が努力する必要がある」(0.794)、「5 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」(0.761)、「7 差別は法律で禁止する必要がある」(0.406) が高い因子負荷量を示しています。これらの 3 項目について、クロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.707 となりました。2015 年調査、2020 年調査を合わせた分析と同様に尺度として有効と解釈できる結果となりました。そこで、差別をなくすために行政の努力が期待されたり、法律での禁止が必要とされたりしていることから、便宜的に、「差別解消・行政期待意識」とします。

第 2 因子には、「10 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある」(0.892)、「11 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」(0.640)、「9 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」(0.417)が高い因子負荷量を示しています。これら 3 項目について、クロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.725 となり、2015 年調査、2020 年調査と合わせた分析と同様に、尺度として有効と解釈されます。これらは、部落差別や差別されている人びとを理解し、自らが差別をなくしていこうという意識と解釈され、便宜的に、「差別解消・理解意識」とします。

第 3 因子は、「1 差別意識をもつことは、許されないものである」(0.814)、「2 差別行為

を行うことは、許されないものである」(0.755)が高い因子負荷量を示しています。クロンバックの信頼性係数を求めたところ 0.731 となり、尺度として有効と解釈されます。この因子は、差別は許されないとの意識と解釈されることから、「差別非許容意識」とします。ちなみに、前章において保留していた検討課題として、「1 差別意識をもつことは、許されないものである」、「2 差別行為を行うことは、許されないものである」のいずれにも「そう思わない」と回答する人びとは、差別非許容意識が低い人びとということになります。

そして、第 4 因子は、「4 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆」(0.712)、「8 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆」(0.680)が高い因子負荷量を示しています。これら 2 項目のクロンバックの信頼性係数は 0.700 であり、2015 年調査、2020 年調査と合わせた分析と同様に、尺度として有効と解釈されます。この因子は、「被差別責任否定意識」とします。

表Ⅱ-2-6 2020 年・差別に関する考え方項目の因子分析結果

「差別」に関する考え方	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	共通性
q3.3差別をなくすために、行政が努力する必要がある	0.794	-0.094	0.009	-0.021	0.547
q3.5差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	0.761	0.095	-0.088	-0.003	0.61
q3.7差別は法律で禁止する必要がある	0.406	0.029	0.219	-0.041	0.319
q3.10差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	-0.122	0.892	-0.029	-0.114	0.644
q3.11差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	0.118	0.640	0.018	0.087	0.559
q3.9差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	0.188	0.417	0.039	0.084	0.354
q3.1差別意識をもつことは、許されないものである	-0.002	-0.057	0.814	-0.094	0.613
q3.2差別行為を行うことは、許されないものである	-0.007	0.065	0.755	0.102	0.646
q3.4差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆	-0.095	-0.044	-0.013	0.812	0.637
q3.8差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆	0.070	0.014	-0.005	0.680	0.487
寄与率	30.3	11.1	7.9	4.8	
累積寄与率	30.3	41.4	49.3	54.2	
クロンバックの信頼性係数	0.707	0.725	0.731	0.700	
因子解釈	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	

因子抽出法: 最尤法 K=4

回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

具体的に尺度を構成するにあたって、各因子に高い因子負荷量を示している項目への回答の平均値を尺度とします。なお、「被差別責任否定意識」は、2010 年、2015 年、2020 年について点数を求めることができます。「差別解消・行政期待意識」と「差別解消・理解意識」は、2015 年、2020 年について点数を求めることができます。そして、「差別非許容意識」は 2020 年調査について点数化します。

これらの尺度に加えて、因子分析では、最終的に省くことになった「12 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆」は、従来からしばしば問題とされてきた、いわゆる、“寝た子を起こすな”意識を否定する考え方であり、「寝た子を起こすな否定意識」とし、この意識についても差別意識との関連を検討することにします。

人権意識に関する尺度づくりの過程により、人権意識が、複数の要素を含んでいることが確認されたことになります。すなわち、「差別解消・行政期待意識」、「差別・理解意識」、「差別非許容意識」、「被差別責任否定意識」、そして、「寝た子を起こすな否定意識」です。もちろん、人権意識の要素がこれら 5 要素だけなのかどうかについては、さらに、同様の分析を行って確認する必要があることは言うまでもありません。

ここで、差別に関する考え方を測定するための有効性が確認された尺度を一覧にしておきます。なお、以下では、これらの尺度を、「差別に関する人権意識尺度」と総称することになります。

今後、人権意識調査において、「差別に関する人権意識尺度」を用いる場合には、たとえば、それぞれの項目について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそうは思わない」、「そうは思わない」、「わからない」の選択肢を用意して回答を求め、「そう思う」5 点、「どちらかといえばそう思う」4 点、「わからない」3 点、「どちらかといえばそうは思わない」2 点、「そうは思わない」1 点と点数化して、尺度ごとに、それぞれの項目への個々人の回答の点数の平均値を、その個人の人権意識度と捉えることができます。

＜差別解消・行政期待意識＞差別をなくすために行政の努力を期待し、法律で禁止することも必要であるとの意識

- ・差別をなくすために、行政が努力する必要がある
- ・差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である
- ・差別は法律で禁止する必要がある

＜差別解消・理解意識＞部落差別や差別されている人びとを理解し、自らが差別をなくしていこうという意識

- ・差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある
- ・差別されている人の話をきちんと聴く必要がある
- ・差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある

＜差別非許容意識＞差別行為を行ったり、差別意識を持ったりすることは許されないと
言う意識

- ・差別意識をもつことは、許されないものである

- ・差別行為を行うことは、許されないものである

＜被差別責任否定意識＞差別は差別される側の人びとの問題であるとの考え方を否定する意識

- ・差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆
- ・差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆

＜寝た子を起こすな否定意識＞いわゆる、“寝た子を起こすな”意識を否定する考え方

- ・差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆

3 差別に関する人権意識を測る

3.1 差別に関する人権意識の経年変化

表Ⅱ-3-1は、「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「差別非許容意識」、「被差別責任否定意識」、「寝た子を起こすな否定意識」について、経年変化をみたものです。

表Ⅱ-3-1によると、「被差別責任否定意識」は、2010年から2020年にかけて平均値が高くなり、人権意識が高くなっていることがわかります。また、「寝た子を起こすな否定意識」は、2015年よりも2020年の平均値のほうが高くなっていることがわかります。他方、「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」は、2015年から2020年にかけて統計的に有意な変化は認められません。

2020年において、差別に関する人権意識の中で、「差別非許容意識」の平均値が最も高い一方、「被差別責任否定意識」は平均値が最も低いことも押さえておきます。

表Ⅱ-3-1 差別に関する人権意識の経年変化

調査年		差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな否定意識
2020年	平均値	3.71	3.88	4.18	3.35	3.93
	度数	711	716	719	714	718
2015年	平均値	3.76	3.88		2.99	3.69
	度数	727	722		730	735
2010年	平均値				2.76	
	度数				677	
統計的有意差		p=.399 -	p=.882 -		p<.001***	p<.001***

<知見Ⅱ-10> 2010年から2020年の変化のなかで、「被差別責任否定意識」の平均値が高くなっており、この人権意識について改善の傾向が見られる。しかし、他の人権意識よりも平均値は低い。

<知見Ⅱ-11> 2015年に比べて2020年のほうが、「寝た子を起こすな否定意識」の平均値が高くなっており、この意識について改善の傾向が見られる。

<知見Ⅱ-12> 2015年と2020年の比較において、「差別解消・行政期待意識」と「差別解消・理解意識」については、統計的に有意な変化は認められない。

3.2 基本的属性と差別に関する人権意識との関連

表Ⅱ-3-2は、2020年調査において、基本的属性の違いによるこれらの差別に関する人権意識の違いを検討したものです。

表Ⅱ-3-2によると、性別、年齢別、学歴、職業と、「差別解消・行政期待意識」、「差別

解消・理解意識」、「差別非許容意識」のいずれとも統計的に有意な関連は見られません。ただ、職業では、教員の人数は 6 名と少数ですが、「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「被差別責任否定意識」、「寝た子を起こすな否定意識」が他の職種よりも高いことを指摘しておきます。

「被差別責任否定意識」は、年齢が下がるほど、学歴が高くなるほど、平均値が高くなる傾向が認められます。また、職業では、「教員」、「公務員」がそのほかの職業よりも平均値が高い傾向にあることがわかります。

「寝た子を起こすな否定意識」は、40 歳代の平均値が最も高く、年代が上がるほど、年代が下がるほど、平均値が低くなっています。学歴では高いほど平均値が高くなっています。そして、職業では、「教員」、「公務員」、「その他の有業者」、「民間経営者・役員」が高い数値となっています。

表Ⅱ-3-2 基本的属性と差別に関する人権意識との関連

q22性別	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな意識
全体	702	3.71	3.87	4.19	3.35	3.93
男性	292	3.63	3.84	4.13	3.22	3.86
女性	396	3.77	3.90	4.23	3.44	3.98
回答しない	14	3.64	3.82	4.12	3.58	3.92
統計的検定		p=.149-	p=.692-	p=.375-	p=.056-	p=.425-
q23年齢	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな意識
全体	700	3.71	3.87	4.19	3.35	3.92
20歳代	58	3.60	3.84	4.18	3.66	3.71
30歳代	111	3.62	4.02	4.07	3.68	4.09
40歳代	118	3.59	3.82	4.12	3.59	4.18
50歳代	122	3.66	3.85	4.13	3.23	4.04
60歳代	116	3.82	3.87	4.31	3.24	4.01
70歳代以上	175	3.84	3.81	4.28	3.03	3.56
統計的検定		p=.137-	p=.488-	p=.224-	p<.001***	p<.001***
q26学歴	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな意識
全体	694	3.71	3.87	4.18	3.36	3.92
中学校	71	3.69	3.71	4.18	3.18	3.63
高等学校	260	3.77	3.81	4.21	3.20	3.73
短大・高専	172	3.64	3.92	4.22	3.47	4.09
大学・院	191	3.70	3.96	4.10	3.55	4.11
統計的検定		p=.584-	p=.118-	p=.542-	p=.006**	p<.001***
q27職業	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな意識
全体	705	3.71	3.87	4.19	3.35	3.92
自営業	76	3.74	4.04	4.10	3.20	3.87
自由業	26	3.81	3.99	4.29	3.21	3.92
民間経営者・役員	23	3.27	3.81	4.20	3.41	4.39
民間正規職	164	3.60	3.79	4.14	3.47	3.96
公務員	14	3.29	4.14	3.57	3.93	4.43
教員	6	4.33	4.56	4.17	4.50	4.50
非正規職	143	3.80	3.91	4.20	3.51	4.08
その他の有業者	5	3.27	3.73	4.50	3.70	4.40
家事専業	88	3.75	3.77	4.26	3.15	3.87
学生	18	3.93	4.28	4.33	3.61	3.72
無職	142	3.76	3.77	4.24	3.10	3.64
統計的検定		p=.132-	p=.087-	p=.392	p=.007**	p=.034*
q28暮らし向き	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな意識
全体	706	3.71	3.87	4.18	3.35	3.93
よい	161	3.68	3.94	4.26	3.41	4
どちらかといえばよい	360	3.74	3.86	4.16	3.36	3.87
どちらかといえばよくない	136	3.75	3.89	4.26	3.34	4.05
よくない	49	3.51	3.66	3.90	3.06	3.8
統計的検定		p=.447-	p=.273-	p=.052-	p=.362-	p=.336-

＜知見Ⅱ-13＞ 差別に関する考え方について、性別、年齢別、学歴、職業と「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「差別非許容意識」との間に統計的に有意な関連は認められない。

＜知見Ⅱ-14＞「被差別責任否定意識」は、年齢が下がるほど、学歴が高いほど、平均値が高い傾向にある。また、職業では、「教員」、「公務員」の平均値が高い傾向にある。

＜知見Ⅱ-15＞「寝た子を起こすな否定意識」は、40歳代の平均値が最も高い傾向にある。学歴が高いほど、平均値が高い傾向にある。職業では、「教員」、「公務員」に平均値の高い傾向が認められる。

3.3 「人権」についての関心と差別に関する人権意識

表Ⅱ-3-3 は、「人権」についての関心の程度と差別に関する人権意識との関連を検討したものです。

表Ⅱ-3-3 によると、「人権」についての関心が高いほど、差別に関するいずれの人権意識も高い傾向にあることがわかります。

表Ⅱ-3-3 「人権」についての関心 と人権意識との関連

q1「人権」についての関心	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな否定意識
全体	655	3.72	3.87	4.20	3.36	3.95
関心がある	193	4.03	4.26	4.33	3.49	4.17
少し関心がある	309	3.69	3.85	4.21	3.40	3.94
あまり関心がない	131	3.49	3.49	4.07	3.09	3.75
関心がない	22	2.79	3.15	3.80	3.18	3.45
統計的検定		p<.001 ***	p<.001 ***	p=.006 **	p=.022 *	p=.003 **

＜知見Ⅱ-16＞「人権」について関心が高いほど、「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「差別非許容意識」、「被差別責任否定意識」、「寝た子を起こすな否定意識」のいずれの人権意識も高い傾向にある。

4 結婚等における人権意識

4.1 結婚等を考える際に気になることがら

大阪市では、多文化共生の指針のもと、多様な人びとが互いに認め合い、共に生きることのできる社会の実現が期待されています。しかし、実際には、たとえば、結婚等に際して、“自分と同類（同じ仲間）”とは思えない人を排除しようとする人びとが少なからず存在します。

2020年調査において、「結婚相手やパートナーを考える際に、気になること（なったこと）」として、9項目について、気になる項目を選んでもらう設問が用意されています。

表Ⅱ-4-1は、「結婚等で気になること（なったこと）」のそれぞれの項目についての記述統計です。「あてはまる」1,「あてはまらない」2として、平均値、標準偏差を求めています。なお、「q5.11 とくに気になる（気になった）ことはない」については、「あてはまらない」1,「あてはまる」2と、点数を逆にしています。平均値が高いほど、気にしない人の割合が高いことを示しています。

表Ⅱ-4-1によると、結婚等で気になること（なったこと）として、比率の高い項目は、「q5.1 経済力、学歴、職業」50.4%、「q5.6 相手やその家族の宗教」40.3%、「q5.4 国籍や民族」28.9%、「q5.9 相手やその家族に刑を終えて出所した人があるかどうか」24.2%、「q5.3 離婚歴」22.5%、「q5.2 家柄」22.4%と続いています。

表Ⅱ-4-1 結婚等で気になること（なったこと）の記述統計

結婚等で気になること（なったこと）	度数	あてはまる	平均値	標準偏差
q5.1経済力、学歴、職業	710	50.4%	1.50	0.50
q5.2家柄	710	22.4%	1.78	0.42
q5.3離婚歴	710	22.5%	1.77	0.42
q5.4国籍や民族	710	28.9%	1.71	0.45
q5.5相手やその家族に障がいのある人があるかどうか	710	14.2%	1.86	0.35
q5.6相手やその家族の宗教	710	40.3%	1.60	0.49
q5.7ひとり親家庭かどうか	710	4.1%	1.96	0.20
q5.8同和地区出身者かどうか	710	17.2%	1.83	0.38
q5.9相手やその家族に刑を終えて出所した人があるかどうか	710	24.2%	1.76	0.43
q5.11とくに気になる（気になった）ことはない	710	23.5%	1.24	0.42

4.2 「人権」についての関心と結婚等で気になること（なったこと）との関連

それでは、「人権」についての関心が高いほど、結婚等で気になること（なったこと）として項目が選択される傾向は低いのでしょうか。

この点を確認するために、問2の個々の人権課題についての関心と結婚等で気になること（なったこと）との関連を検討することにします。